

第11回教育委員会会議

1 日時 令和3年7月13日（火） 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

多田 勝哉 教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

三木 信夫 理事兼政策推進担当部長

川本 祥生 総務部長

忍 康彦 教務部長

福山 英利 指導部長

山野 敏和 教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長

飯田 明子 生涯学習部長兼市立中央図書館長

村川 智和 総務課長

上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長

小花 浩文 首席指導主事

大多 一史 生涯学習担当課長

島上 智司 中央図書館利用サービス担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名

(3) 案件

議案第58号 審査請求に対する裁決案について

議案第59号 大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第60号 審査請求に対する裁決案について

議案第61号 職員の人事について

議案第62号 職員の人事について

議案第63号 本市教育行政の運営について

報告第11号 職員の人事について

協議題第15号 「第4次生涯学習大阪計画」について

協議題第16号 「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」について

なお、議案第61号、第62号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第63号及び協議題15号、第16号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第11号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、市立東住吉図書館における補充の人事である。大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により本日ご報告するものである。市立東住吉図書館長の補充として、令和3年7月1日付で東住吉図書館勤務の荒木志寿を昇任の上、充てることとしたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

議案第58号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

山野第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の概要についてであるが、令和元年12月27日付けで請求人より、3件のいじめアンケートの結果に関する公開請求があり、事務局は児童の氏名、児童が選択した回答内容を除く部分公開の決定を行った。非公開理由としては、児童の氏名は大阪市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、児童が選択した回答内容は同第7条第1号の個人に関する情報及び同第7条第5号の公にすることにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報に該当するためとした。この決定に対し請求人より令和2年2月13日付けで教育委員会に対し審査請求があったことを受け、事務局は大阪市情報公開審査会に諮問を行ったところであり、この議案は審査会の答申を踏まえた教育委員会としての裁決案をお諮りするものである。

大阪市個人情報保護審査会の答申についてであるが、部分公開決定は3件いずれも妥当であるとの判断であった。その理由は、本件各文書は、いじめについてのアンケートの質問用紙兼回答用紙であり、自身や他の児童のいじめを申告する内容を含むものであり、回答した児童が特定されると当該児童に対するいじめを誘発する恐れがあることから、特段の配慮を要する情報であると認められること、また、本件各文書を見分したところ、いじめの具体的内容、アンケート時点でのいじめの有無、いじめを見て取った行動などを回答するものであり、複数の項目を選択し、または単独でも特定性のある項目を選択する児童がいることが認められ、本件各文書は特定の小学校の特定の学年・組に係るものに限定されていることに加えて、本件非公開情報のうち、回答内容の特徴から、保護者や関係者であれば知り得る情報と照合することにより、いじめの当事者となった児童である、又はいじめの存在を回答した児童である特定の個人を識別することができることと認められることとして、本件非公開情報は条例第7条第1号本文前段に該当する個人情報である旨の判断がなされたものである。なお、条例第7条第5号の該当性については判断されていない。

次に、答申を受けての審査庁としての裁決案については、審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達したことにより、本件審査請求を棄却することとしているものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第59号「大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法ならびに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ、意見を具申するなどの職務を行うために設置されているものである。社会教育関係団体の代表、あるいは学識経験者等から構成されている。はじめに解嘱についてであるが、正岡明氏におかれては、任期途中ではあるが、6月1日付社内人事異動により、読売新聞大阪本社社会部長を退任されているので、本日も承認いただけたら、本委員を本日付けで解嘱したいと考えている。続いて、委嘱についてであるが、只今の正岡氏の後任として、現読売新聞大阪本社社会部長である広瀬和勇氏に、本日も承認いただけたら明日付けで新たに委嘱したいと考えている。なお、広瀬氏の任期に関しては、条例第4条第2項により、前任の正岡氏の任期を引き継いでいただくので、令和4年9月8日までとなる。

質疑の概要の概要は次のとおりである。

【異委員】 単純な質問です。これに関しては全く異議もないのですが、読売新聞にこだわっているといえますか、後任の方も読売というのは何か意味があるのですか。特にそれが反対とか、そんなわけではないのですが。

【飯田生涯学習部長】 基本的には2期4年というのを基本にして、新聞5大紙やNHKなどマスコミ関係の方から人選を行うということで、ずっと読売新聞の方にとということではございません。ただ、今回は正岡氏の任期途中でございますので、その残任期を引き継いでいただくという意味で、広瀬氏にご新任いただきたいというように考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第60号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の概要についてであるが、本件は生涯学習担当で行った世論調査に関わり、情報公開請求があり、教育委員会が不存による非公開決定を行ったことを不服として、審査請求があったものである。具体的には、平成30年11月23日付けで請求人より、世論調査に関

し公表された「調査からわかった内容」に記載された数値が、なぜ母比率の推計値となり得るのか及びこの数値が正しいもので、施策・事業に活用できると判断した根拠がわかる文書の公開請求があった。この公開請求に対して、教育委員会は平成30年12月7日付けで本件請求にかかる公文書の不存在を理由として、大阪市情報公開条例第10条第2項に基づき、非公開決定を行っている。この決定に対して、請求人から教育委員会に対して、平成30年12月22日付けで審査請求がなされたことから、情報公開条例第17条に基づき、大阪市情報公開審議会に対し諮問を行った事案について、教育委員会としてご審議をいただきたいというものである。

次に、大阪市情報公開審査会の答申にあるように、大阪市情報公開審査会からは令和3年6月15日付けで本件決定は妥当であるとの答申をいただいている。その理由としては、世論調査はあくまでも調査の回答者の回答状況に留まるものとして取り扱っているとのことであり、また実際にアンケート結果の数値を加工することなく、そのまま報告書やホームページに掲載していることが認められることから、調査結果は母集団を代表する数値としては取り扱っていないのであり、母比率の推計値となり得るかという判断の根拠や方法に係る公文書が作成されていないことは明らかである。したがって、調査結果を施策・事業に活用できると判断した根拠に係る公文書を作成していないという処分庁の主張には特段不自然、不合理な点はないと認められるというものである。

次に、答申を受けての審査庁としての裁決案のとおり、本件はこの答申の内容を踏まえ、審査庁である教育委員会として請求者に対し、請求を棄却する裁決を行っていただきたいというものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第15号「第4次生涯学習大阪計画」について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

生涯学習大阪計画は、本市の生涯学習推進に向けて、現状と課題を踏まえ、総合的かつ長期的に講ずべき施策の方向性と、その内容を明らかにすることを目的として策定している。これまでに第1次から第3次計画まで策定し、生涯学習の推進を図ってきたところである。第3次計画からは大阪市の教育の大綱である教育振興基本計画と理念を共有し、施策を推進してきている。第4次の計画策定に係る経過としては、平成30年12月に教育委員

会より社会教育委員会議に諮問を行い、令和元年10月に社会教育委員会議より「地域と学校の協働による生涯学習の推進について」意見具申をいただいている。このことについては、令和元年10月15日の教育委員会会議においてご報告をさせていただいたところである。なお、今年3月の教育委員会会議において、ご承認いただいたとおり、第3次の生涯学習大阪計画の計画期間は1年延長ということにしており、この令和3年度中に第4次計画を策定することとしている。

第4次計画の骨子案の検討にあたり、まず第3次計画の成果と課題について確認を行ってきた。第3次計画では「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」の推進を基本理念として、平成29年度から4つの基本的な方向に基づき、施策を推進してきたところである。このそれぞれの基本方向に基づき、その成果指標とその評価というものをまとめており、本日は特にその中から今後の課題となる部分について、ご説明をさせていただきたい。基本方向（1）「ひと」と「まなび」をつなぐについては、主に学習機会の提供の項目になるが、成果指標の「現在またはこの1年間のうちに一定期間継続した生涯学習活動を行ったことがあると答える市民の割合」は、当初、少し増加傾向にはあったが目標値には達していない。今後、忙しくて時間がとれない人なども含め、これまで生涯学習に結びつきの薄かった層、こちらへのニーズ喚起や、あるいは提供する学習方法の検討等を進めていく必要があるのではないかと考えている。基本方向（2）「ひと」と「ひと」をつなぐにおいては、人材の育成・発掘やつながりの場づくりの取り組みを進めてきたところである。成果指標の生涯学習推進員登録者数については、当初、増加傾向が見られたものの目標値の1200人には達しておらず、令和2年度、3年度と新規登録者はやや減少傾向にある。生涯学習推進員は、小学校の特別教室等を活用した生涯学習ルームを中心に、ボランティアとして活動いただいているところであるが、生涯学習推進員の制度がスタートしてから25年以上が経過しており、多くの校区においては安定的な活動が行われ、基本的には新規登録者は辞退者の方の補充というような位置づけが主となってきているというのが現状である。しかしながら、担い手の高齢化や固定化などが課題となっているので、引き続き、地域の学習活動の新たな担い手の育成、またそのあり方などについて検討する必要があるのではないかと考えているところである。基本方向（3）「ひと」と「まち」をつなぐについては、教育コミュニティづくりの取り組みを進めてきており、成果指標においては、PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれていると答える割合を掲げている。中学校においては、全国平均、大阪市平均ともに減少傾向にあるものの、小

学校では徐々に増加している。また、成果指標である住んでいる地域の行事への参加についても小中ともに徐々に増加しているところであるので、引き続き、教育コミュニティづくりの取り組みを進め、地域学校協働活動を推進していく必要があると考えている。基本方向（４）「ひと」「まち」「まなび」をつなぐについては、大学等との連携やあるいは大阪の財産を活かしたような取り組み、またさらに新たなつながりを生み出す仕組みづくりを進めてきた。成果指標の「いちょうネット」は本市の主催講座の情報であるとか、施設の情報、また様々なインストラクターや教材等の情報等を集約し発信するシステムであるが、アクセス数が減少傾向にある。SNS や動画配信などが普及したことに伴い、学習情報やコンテンツに、この「いちょうネット」以外にも色々な形でアクセスできている市民が増えているというようにも考えられる一方で、令和２年度の意識調査においては、必要な情報が入手できないと答える市民の方もやはり一定数おられることから、今後も従来の発信方法に加えて、新たな情報発信のあり方について検討するとともに、新たなつながりを生み出す仕組みについても検討が必要であると考えている。以上の第３次計画の総括を踏まえて、第４次生涯学習大阪計画の大まかな方向性、骨子案についてご説明させていただきたい。

第４次計画の構成案として、５章による構成ということで考えている。

第Ⅰ章では先ほど説明した計画の目的、計画の位置づけに加え、計画期間について、教育振興基本計画と同じく令和４年度から令和７年度の４年間とすることを記載している。第Ⅱ章Ⅰでは生涯学習の現状と課題として、まず、大阪市をめぐる状況について、外国人住民の増加や新型コロナウイルス感染症などの社会状況、また、新たな学習指導要領や中教審での議論など、生涯学習に係る国の動向、さらには、大阪・関西万博の決定など、本市行政の動向等の社会状況について記載するという事を考えている。

第Ⅱ章Ⅱでは、これまでの生涯学習大阪計画における生涯学習の考え方について記載している。第１次計画で掲げた、一人ひとりが自己実現をめざし、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、その成果を社会に広げ、より良い社会への変革を担っていくことができるための学習というのを生涯学習の基本として、第２次計画ではこの考え方に「市民力」を獲得するための学習という考え方を、また、第３次計画では交流・協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく取り組みという考え方を付加しているというのが、これまでの経過である。

第Ⅱ章Ⅲのところでは、先ほどご説明した第3次計画の成果と課題について再構成し、記載する予定としている。

第Ⅱ章Ⅳでは、社会教育委員会議の意見具申について記載をしている。意見具申では、「つながり、支え合い、共に育つ」生涯学習ということが方向性として示されている。その中で、人、地域、学校のとつながりの強化、地域の生涯学習を支える人づくりが重要であり、具体的方策として子どもをめぐる社会的課題へのアプローチなど、5つの項目をポイントに、今後の大阪市における人生100年時代にふさわしい生涯学習のあり方を模索していく必要があると提言をされたところである。また、この意見具申の後、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響で社会状況の大きな変化が生じている。生涯学習施設や多くの生涯学習関係事業が、この間、使用制限等により活動が難しい状況が続いているところであり、また、一方ではオンラインによる学習というのが急速に進展するなど、新たな局面もある。こういった社会状況の変化を踏まえた今後の生涯学習のあり方についても、反映していく必要があるのではないかというご意見を社会教育委員の先生方からいただいているところである。

続いて、この意見具申を踏まえて、第4次計画の基本理念については、「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」とし、また、2030年以降を見据えた、めざすべき未来像として2つの項目を掲げている。1つ目は、「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」ということで、主に個人に着目して、人が生涯を通じて学び続けるための生涯学習支援のあり方ということを紹介している。また、2つ目については、「多様な市民が支え合い共に生きるまち」として、主に人と人との多様なつながりに着目して、支え合い、共に生きるまちづくりのための生涯学習支援ということで整理をしている。具体的な内容については、人生100年時代における全ての人が、どのライフステージにおいても主体的に学び続け、心の豊かな人生を送ることができる社会、また、子どもが主体的に学びに向かう意欲の育成。それから、身近な問題に対して一人ひとりが主体的に考え、他者と協調をしつつ対処できる「市民力」の育成。また、SDGsでも示されている多様性と包摂性の観点に基づいて人権が尊重される社会の形成、これを1のところでは重要な視点というふうに考えている。2においては、地域と学校の協働の推進、他者と緩やかにつながり、支え合う、安心できる居場所づくり。また、学びの循環の促進、多様な主体の連携・協働によるつながりづくり、「新たな公共」を担う人づくり、こういったところが重要なポイントではないかというように考えている。

これらの視点のもとで、第Ⅳ章においては、施策体系と推進の仕組みについて記述していきたいと考えている。施策推進における基本的な方向性を（１）ライフステージに応じた生涯学習支援、（２）多様なニーズに応じた生涯学習支援、（３）支え合い共に生きる社会を創る生涯学習支援として、今後それぞれの施策内容の各項目を具体的に記述していきたいと考えている。

第３次計画から引き続いて、地域・区域・広域がそれぞれの役割を果たしながら、また、相互に連携をしながら施策を推進していくということを考えている。生涯学習の推進においては、各区、市長部局を含め、全庁的な連携が必要である。男女共同参画、スポーツ振興、また、局内が中心にはなるが、子どもの読書推進など、関連する他の施策と互いに補完しあい、効率的・効果的に生涯学習施策を推進していくことを掲げている。また、生涯学習大阪計画プロジェクトチーム会議において、庁内組織であるが、この場での進捗管理や成果指標の確認を引き続き行っていきたい。

最後に、今後の進め方であるが、本日、委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、最終的な骨子案をまとめ、引き続き、素案の検討に入っていきたいと考えている。その際、成果指標等についても、あわせて検討していきたいと考えている。その後、10月頃にパブリックコメントを実施した上で、案をとりまとめ、2月の教育委員会会議でのご協議、ご議決をいただき、市長決裁により成案というようにしたいと考えている。検討にあたっては、適宜、社会教育委員会でもご意見をいただき、進めていきたいと考えている。本日の提案内容についても、社会教育委員のご意見を踏まえて検討した内容であり、更に、教育委員の皆様方からのご意見をいただければと考えている。

質疑の概要の概要は次のとおりである。

【平井委員】 生涯学習の捉え方として、各校園が温度差なく、方向性を十分に共有して、各校で落とし込めていくと思いませんか。

【飯田生涯学習部長】 校園との連携という部分では、教育コミュニティづくりというところでは進めてきてはおりますけれども、実際に学校により温度差があるというのは私も感じております。好事例といったものをご提示しながら同じ歩調といいますか、レベルに達するといいますか、そういったところはこれからの課題として進めていかないといけないところかと思っております。

【平井委員】 情報発信の出し方が抽象的で分かりにくいので、もう少しシンプルにまとめられた方がよいということと、教育振興基本計画にうまく載せて落とし込み、温度差が出ないように配慮していくべきなのかと思います。

【飯田生涯学習部長】 はい。

【平井委員】 説明責任が果たせるようなものにしていただきたく思います。

【大竹委員】 生涯学習という意味で、本当にこれは個人に焦点を当てたり、学校の周りに焦点を当てたりと非常に色んな施策があるので、それは平井委員が言ったように非常に分かりにくいということではあるのです。今回も成果と課題の中で、要はどういうような指標をつくっていくのかということがはっきりすると、それをめざして、皆さん色んな施策を合わせるので、指標をどう作るかというのが大切だと思います。そういう面で、事務局の方も考えておられるのかも分かりませんが、例えば人生100年ということで年代別に見ると、やはりPTAなどの層のほか、社会人として働いている層というのと、ある程度、会社をリタイアしてその後の層というところでは、多分、生涯学習の目的や施策が違おうと思うので、それをこういう延べたもので平均してこれで目標はこうですと言われると、それは施策としてなかなかできない。ただ、今の説明を聞くと、それぞれ受けやすい機会が多い方、それとなかなか忙しくて機会がないという人にどうPRしたらいいかがあってということをおられたので、年齢層別な施策、目標を考えているということだと思があるので、目標値も延べたものでやるのではなくて、施策ごとに行って、こういう層に例えばしっかりやりたいだとか、例えばPTA、学校の児童生徒がいるご家庭の人にやりたいのか、あるいは退職をした人にやりたい施策でいくのか、これは多分、高齢者の方でボランティアという話になるので、メリハリをつけて考えていくようにしないと、なかなか浸透しないなというのが一点です。あと、こういう生涯学習活動で身につけたボランティアということで22%と書いてあるのですけれども、これはよく母数が分からないのだけれど。受講者、人材育成に関する講座の受講者のうち、22%以上を目標とされているのか、表だけでは分からないので、ぜひそういうようなところも、具体的にどのような活動で、この4年間は力を入れていくのかということが分かるようにして頂きたいと思います。また、言われるように非常に多文化ということもあり、そういう層にも着目した施策をやらないといけないし、PTAに参加してもらうこともやらないといけないという意味では、ぜひ指標の作り方あるいは対象者をどうするのかと、そういうことをしっかりするこ

とによって、それぞれ学校園も、じゃあ何しようかということが分かってくると思いますので、ぜひ対象者層と施策と指標をリンクさせるようにして頂ければよいと思います。

【異委員】 利用者の年代層の幅は、多分子どもたちから高齢者のイベント等も多く取り入れられているので、すごく幅広いのでちょっと難しいなというように思いながら聞いていました。今回、第4次計画が大きく第3次と違うところは、この1年、コロナの影響で随分、色んな時代の流れが変わっているので、アフターコロナを見据えた活用のあり方というところを、ぜひ検討していただきたいと思います。企業とかもそうなのですけれど、やっぱりコロナによって新たな気づきがあったりとか、何もこの場所がなければできない時代でもないと思いますので、大阪市には拝見したところ、3つですか。阿倍野と難波と梅田のど真ん中のすごく立地が良いところ、都心にこんな立派な施設があったのだと私も初めて知ったのですが、その活用のあり方というのも、このやはりアフターコロナを見据えた新たなものをぜひこの機会に検討していただきたいと思っております。

【飯田生涯学習部長】 ありがとうございます。

【森末委員】 この計画は方向性といいますか、大きなこれからの方向性を決めるということなのですね。ただ、抽象的にはだいたい思い浮かぶ言葉はあるのですが、やはり具体的に何をするかという施策が一番大事なのですが、それはどこで決めるのですか。いきなりもう事業の予算化みたいな話なのですか。そこは何か中間的に、さらにこんなことをしますという問いかけ等はあるのですか。今回は計画を立てるということですが。

【飯田生涯学習部長】 とりあえず素案の段階でまたお諮りをさせていただいて、そこで、具体的な施策も含めた形では見ていただこうと思っております。

【森末委員】 ただ、施策の内容として、これはまだ案というか、子ども・青少年の学びを支援します、成人の学びを支援しますと当たり前のこと書いてあるのですが、じゃあ何するのですかみたいな、図書館であればこんな形でもっと夜間もやるとか、インターネットで利用できるようにしますとか、そんなことをやはり決める必要があるのですが、それはどこで中間的に、こんなことをしますと打ち出すのか、あるいはいきなり事務事業として決めてしまうとか、そのへんはどうですか。

【飯田生涯学習部長】 これから具体的なところの検討が、先ほど申しあげました庁内会議とかあるいは社会教育委員さんのご意見も聞きながら、ここの検討を進めまして、再度、教育委員会会議の方で諮ってまいりたいというように思っております。ただ、実際

にどの程度、新しい施策というようなものが出てくるのか、その予算的な部分の新たな施策というよりは多分、地域学校協働活動であるとか、そういったところをどのように進めていくのかといったようなところの方針を示すことが中心になるかなとは思っておりますけれども、それにしても一度、またパブリックコメント前の素案の確定に向けた教育委員会会議でご議論をいただきたいと思っています。

【森末委員】　ということは、この第4次生涯学習大阪計画の中で、かなり具体的に踏み込んで素案を書くというイメージでいいのですか。

【飯田生涯学習部長】　そうですね。

【森末委員】　なかなかそうはならないのかなと思って、それをどこでいきなり計画案、かなり宙に浮いた、言い方が悪いけれど、かなりこの理想的な話が、方向性ですからそれでいいのかもしれませんが、その後いきなり施策ということになってくるので、その間にこんなことしますとかいうようなのが、本来あって然るべきかと思ったのですが、無いなら無いでもいいのですが、じゃあそうすると計画の中でどこまで具体的に定めないといけないのかなというのが変わってきて、やはり計画のための計画になるというのちょっと嫌だなという気はしますね。もちろん、定めないといけないので、やらないといけないのですが、何か抽象論になってしまうかなというのがありまして、それがどんなふうになるのかなと思って、今までもそうですけれど。

【山本教育長】　社会教育委員の設置がありますので、執行機関である教育委員会から、考え方の整理なりをお願いして、そこでその時代に合ったようなものを考えていただいているわけです。先ほどのご質問もそうですけれども、現実に生涯学習事業が今どのようなかたちで、この大阪市の中で、教育委員会の中でもそうですけれども、他の関連部局等でどのように動いているのかということ、まず先生方の方にも簡明にお知らせをして、そのところをどのように次の時代に肉付けしていくのか、こういう活動を活性化するというようなところを、もう少し具体的に、実務的な話としてご説明ができるように、またまとめさせていただきます。社会教育委員の先生方は、どちらかという地域の手もたくさん入っておられるので、ある程度大きな議論、つながりが大事だとか、そういうふうな色んな形になっていきますので、それはそれとして議論は大切にしていきたいと思うのですが、実際の執行機関として今、生涯学習という一つの施策分野がどういうふうになっていて、それをどうしたいのかということが分かるように、少し整理をさせていただきます。

【森末委員】 おっしゃるとおりで、要するに計画は、もう分かっています。こうあるべきだとか、こう進めますとあって、次はいきなり具体的な施策、予算をこんなにつけましたという、毎年の分が来るだけです。その間、やはり何か必要なのではないかなというところで、教育長がおっしゃったような、具体的に今現状どうなっていて、じゃあこれに対してはこんな施策をとりますよというのが、何か中間的に必要なのかなということをおもったので、何とかできないかなと思いました。どうしても計画はあるけれど、私たちが見る最後は予算前のこんな項目で、新規の項目こんなですよ、予算がいくらつきましたよというだけなので、そこは何とか、その間で、こんなことしたらこんなにもっと良くなるよとか、教育委員会として打ち出せるようなというか、議論できるような場というか中間的なものが必要かなということで申し上げます。

【大竹委員】 そういう面では、施策の内容、これはこれで全部大事なのだけれども、その中でこの4年間は特にこれをやりますというような、そんなのが出てくるといい。一つではなくてもいいのですけれど、それはみんな重要だねというのはそのとおりのだけれども、その内、少し遅れているようなものがあって、だからここを底上げしようというようなことを考えてみるとか。そうしないと毎年、施策がいっぱいあって、生涯学習でも子どもさんにはこうです、成人の方にはこうです、高齢者はこうですというのはいいのだけど、今年は特にこういうところが、4年間あるから初年度はこうですとか、2年目はこれをやりますでもいいのですけれど、少しメリハリをつけた方が実際に執行する学校の方に、あるいは担当する人も、今年はこれをやろうというのがはっきりするのではないのかなという感じがします。

【山本教育長】 ありがとうございます。具体的な考え方を少しいただきましたので、そのお考えに沿ってもう少し実際の姿と、それから課題というものを明らかにして、また議論を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議題第16号「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」について」を上程。

飯田生涯学習部長兼市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、計画策定の経過について、簡単に説明する。子どもの読書活動の重要性から平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されている。それにより、国及び地方公共団体は子どもの読書活動を推進するとともに、その基本となる計画を策定するよう努めることとされている。本市においては、平成18年3月に第1次計画を策定して、現在は

第3次計画に基づいて取り組みを進めているところである。第3次計画は昨年度に1年延長して、今年度が最終年度となっている。次年度からの第4次計画を策定するにあたり、第3次計画の成果と課題を整理した結果を踏まえて、第4次計画の大まかな方向性を示す骨子概要案を作成したので、本日はそのあらましをご説明させていただき、ご意見を頂戴できればと考えている。

第3次計画では最重要目標として、全国学力・学習状況調査から2項目を挙げている。1つ目は、「1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」に対する児童・生徒の不読回答を全国平均以下とするというものであり、2つ目は、「読書は好きだ」に対して肯定的に回答する児童・生徒の割合を全国平均以上とするというものである。2項目とも、目標値の全国平均には届かないものの、おおむね改善傾向が続いていると考えている。ただし、どちらも中学生における全国平均との乖離が大きいというのが課題である。

この2つの最重要目標のもとに、3つの基本方針のそれぞれの観点から個別の目標を設定している。「基本方針1. 子どもの読書環境の整備・充実」においては、おおむね目標を達成しているが、児童書の貸出冊数というのは新型コロナの影響もあって、例年より減っているので△としている。「市立図書館13歳から19歳の登録者数」以下の4項目については目標値に達しておらず、×と評価をしている。基本方針2、3についての実績であるが、新型コロナの影響も一定あるけれども、おおむね目標を達成したと考えている。全体を総括しての大きな課題としては、「読書を全くしない」、「読書は好きだ」の中学生における全国平均との乖離が小学生よりも大きいこと。それから、市立図書館の13歳から19歳の登録者数に減少が見られることが課題であると考えている。これらの結果を踏まえ、第4次計画を策定していきたい。

第4次大阪市子ども読書活動推進計画の骨子構成案については、ほぼ、現計画を継承するが、特記事項を踏まえて作成したいと考えているところである。第4次大阪市子ども読書活動推進計画骨子概要案であるが、「大阪市のすべての子どもがみずから生き生きと読書を楽しめる読書環境の整備」、こちらは平成18年の当初計画から使っているフレーズで、計画の原点として、引き続きキャッチフレーズとしたいと考えている。骨子概要案の範囲は、本日ここでご説明する内容になるが、第4次計画の第1章にあたる。内容的には計画の前提や現状の分析、方向性を示している。第2章の具体的な取り組みや目標といったものについては、素案の段階でお諮りしたいというように考えている。子どもの読書活動の意義としては、「言語力・感性・想像力・表現力を育む」また、「共感する力、人生を

より深く生きる力を育む」としている。第3次計画期間に取り組んだ、新たに取り組んだ施策の例をいくつかここに掲げさせていただいた。成果と課題については先ほどご説明したものをここに記載する予定である。子どもの読書の現状と課題として、3つの基本方針に沿ってまとめている。課題について順に説明すると、観点1「子どもの読書環境の整備・充実」に対しては、成長につれての読書離れを防ぐ対策、また、問いを自ら発見できる力、ICTや図書など様々なツールを利用して解決する力の育成、こういったものが課題であると考えている。観点2「子どもの読書活動に関する普及・啓発」は、新型コロナの影響で子どもたちが家で読書をする時間は増えた一方で、図書館の臨時休館、また、図書活動支援ボランティアなどの活動の中断があったことなどから、ポストコロナの読書活動支援のあり方の検討が必要であると考えている。観点3「人と本、人と人をつなぐ場の拡大」では、誰もが緩やかに参加できる場づくりなどを課題として掲げている。計画の背景として、国及び大阪府においては第4次の計画が策定されているので、これらの計画を踏まえることとする。また、2025年万博の理念目的である多様性、SDGsや、理念を共有する教育振興基本計画、生涯学習大阪計画を踏まえることとしている。その他、関連する指針、計画等も踏まえて策定していこうと考えている。

読書に関する調査研究と分析をいくつかご紹介させていただきたい。読書は知識と思考力の両方を伸ばし、コロナ禍における心の安定にも効果があるというベネッセ総研の調査結果がある。また、先日の総合教育会議で大森特別顧問よりご紹介のあったOECDのシュライヒャー局長による「生涯学習にわたって学び続けるには読むことを楽しむことが鍵になる」という言葉をひいている。また、毎日新聞社の読書世論調査による、10代後半の読書率は他の年代に比べて低い傾向が見られるという結果を挙げている。紙の本とデジタル読書の比較では、対話的読書、つまり紙の本による読み聞かせは、文字を読むための脳を育てるという研究がある。特に、乳幼児期から小学校低学年にかけて、紙の本による読み聞かせの重要性が指摘されているところである。また、紙の本のメリットとして、どこを読んでいるかが感覚的に分かりやすい、一覧性があるといった面や、情報の全体像を掴み、考えを深めるには紙の方が優れているという論説もあるところである。一方、デジタルにも検索の便利さや、コロナ禍においてリモートでも利用できるなど多くの利点がある反面、情報の分析、批判力が育ちにくいといった面も指摘されており、デジタルと紙の本、どちらも活用出来る力を研究の中ではバイリテラシーというふうに呼ばれているけれども、その力の育成が必要と考えて進めていきたいと考えている。読書離れを考察する例

として、第4次大阪府子ども読書活動推進計画において、本を読まない理由についての考察を挙げている。子どもたちの回答からは、読書の面白さを知る機会がないこと、また、年齢が上がるにつれて勉強や部活動、スマートフォンやインターネットなどに時間をとられて読書をしなくなる傾向があることが示されているところである。それだけでなく、文部科学省の有識者会議では、文字が読むのが苦手な子どもがいる可能性があるとも言及されており、また、読書離れの原因として、中学生までの読書習慣の形成が不十分な子どもがいるという可能性も指摘されている。読書をしない子どもを減らすための具体的な取り組みとしては、大阪市の第3次計画の方でも、乳幼児期の読み聞かせや学齢期からのビブリオバトルなどを挙げているが、第4次計画においても盛り込んでいきたいと考えている。

これらの分析を踏まえて、第4次計画では引き続き、3つの観点から基本方針を定めていきたいと考えている。観点1は、「子どもの読書環境の整備・充実」であるが、乳幼児期から発達段階に応じて途切れなく読書習慣の形成に取り組み、生涯にわたって自ら課題を見つけ、主体的に学び続けることができる力を醸成する。また、一人一人の多様性に応じた読書環境を整備する。とりわけ、学校教育においては読書環境の充実を図るとともに、読書活動を通じて読解力を育むことにも留意する。そして、デジタルと紙の本、両方を活用できる能力の育成をめざすとしている。観点2「子どもの読書活動に関する普及・啓発」においては、電子書籍の活用促進など、ICTを活用した情報発信と紙の本による読書推進を両立する。また、読書活動については成果等を検証し、必要に応じて改善していく方向をめざす。観点3「人と本、人と人をつなぐ場の拡大」では、子どもの読書活動推進連絡会、これを継続して、多様な人々との連携協力の取り組みの拡大をめざしていく。読書活動推進の体制については、現状、この図のように子どもの読書に関わる人々が、それぞれの持ち場で読書活動を行いながら、図書館が事務局となる子どもの読書活動推進連絡会、ここで情報交換をし、連携していくという形をとっているため、引き続き、この体制を続けていきたいと考えている。計画の進捗管理もこの子どもの読書活動推進連絡会で行っていきたい。最重要目標を指標としては現行の第3次計画と同じ、全国学力・学習状況調査における指標、一つは読書を全くしない児童生徒の割合、もう一つは読書は好きだと答える児童生徒の割合の二つというようにしている。第3次計画においては、この同じ指標ではあるが、目標値として全国平均ということで掲げていた。しかしながら、全国平均と大阪市の数値が常に乖離があるというところもあって、現実的な目標に向けて着実に

改善していくという観点から、第4次計画では全国平均という目標というよりは、小学生、中学生それぞれ、どのくらい改善したかというその割合をとっていけたらいいのではないかというように、事務局としては考えているところである。ただし、読書は好きということについては、平成30年度と今年度の全国学力・学習状況調査に当該の質問がなかったということもあるので、継続性に少し疑念がある。参考指標として掲げさせていただいているけれども、大阪市小学校学力経年調査の同じ質問を使うなどの案を、只今検討しているところである。また、教育振興基本計画の目標ともなっているので、具体的な指標や数値等は、また関係各課と調整させていただき、素案の段階で改めてお示しをさせていただければと考えている。本日はこの方向性についてご確認をいただければと思っている。なお、計画期間については、振興基本計画と同じ令和4年度から令和7年度までの4年間としている。スケジュールであるが、今後、素案を作成して、秋ごろに再度、教育委員会会議にお諮りをして、承認いただけたら、パブリックコメント手続きを実施していく。その結果を踏まえて、年度内に成案策定のために、再度またご審議いただく予定である。

質疑の概要の概要は次のとおりである。

【平井委員】 総論は分かりましたが、読解量の問題については各論ですね。何か現段階で考えてらっしゃいますか。

【飯田市立中央図書館長】 具体的なところは、まだこれからというように思っております。

【平井委員】 授業の中で読ませるといふ、そういった取り組みがあるのかどうかは重要です。探究学習的な協働型の場合もよいのですが、教師の頭の中にある背景知識をベースにしたトップダウン型の授業では生徒の方は受け身的になってしまうから読解力はつきません。アクティブとかいう言葉がありますが、どの教科においても、具体的に読ませるような取り組みをして、読ませた後に書かせるとか、発表させるとかというようなことを日々の中に入れないと、読解力は上がらないと思います。図書館の活用にしても借りるジャンルが限定される傾向があるから背景知識がつかない。だいたい小学生、中学生の場合、自然科学に対する興味・関心がある児童・生徒はどれくらいいるのでしょうか。だから幅広く、本を読ませたいと思っても、自分の興味関心のあるものだけしか読まないというのがふつうです。そうすると本来の読みにつながらないので、具体的に授業の中に落とし込んでいくことも考えられた方がよいと思います。

【飯田市立中央図書館長】 大森特別顧問のご指摘もありましたので、今後、指導部や教育政策課、教育センター等とも連携しまして、方策は特に考えていきたいと思っております。

【大竹委員】 今、平井委員が言ったように、図書館で本とか揃えるということ自身は大事なわけけれども、授業などの学校の中で機会をつくるというのが大事だと思います。これもよく私自身も聞かされたのですけれども、読むことは人を豊かにし、書くことは人を正確にし、話すことは人を有用にするということで、本を読んで、色んな物の知識を豊かにして、それを聞きとって書くと、やっぱり自分の考えとして正確になって、また話して、お互い影響を与え合う、コミュニケーションをとるということで、そういう意味ではこの最初の読むことというのは非常に大事なのです。それで、図書館の数うんぬん、本うんぬんということも、それはそれで当然やらなくてはならないのですけれども、やはりソフト的に、そういう時間をなるべくとる。授業であったり、時間外であったり、色んなところあったと思うのですけれども、というような気がします。それは今、平井委員が言われたので、以前に言われたことを思い出したので申し上げたのですけれども。それで基本方針の中で、どうしても今、ICTを使いたがるのですが、読書についてはあんまり ICT を前に持ってくるよりは、やっぱり紙で読む、そうは言っても色んな本というのは、図書館全部にあるわけではないですから、そういう面では補助的に ICT を、この読書に関しては、他の教科と異なり、特に低学年ということで見ると、やっぱり紙で読むというようなことを前面に出された方がいいのかなというような気がします。そういう面では、読書活動の検証、読むというのをやって、あと、補助的に ICT であんまりバイリテラルというような、これはどの施策でもそうなのですけれども、何かあると ICT があるからそれを入れないといけないみたいで、逆に強迫観念にならないように、特に読書については紙で読むということを、前面に出された方が実際に読解力もつくし、その後のいわゆる ICT を使った読書もうまくスムーズにいくというように思うので、もし工夫ができるのであればしていただければありがたいと思います。

【飯田市立中央図書館長】 ありがとうございます。特に乳幼児期から小学生といったところでは、やはり紙かなと思っております。

【大竹委員】 あんまりこういう新しい施策が出てくると、それに飛びつきたがるので、やはり従来の方が良いような気がします。それはもう少し、現場の先生方とよくコミュニケーションとっていただけたらと思います。

【森末委員】 私も平井委員と大竹委員の意見に全く賛成です。この前の総合教育会議でもありましたように、やはり文章、論理的な文章も含めて、強制的にといいですか、時間をつくってやはり読んでもらう、読ませるという必要があると思うのです。もちろん、授業の中でもしないといけないし、この前言われたような、総合学習の時間とか朝の時間とか使ってやる方向で、やはりしていかないといけないと思います。その際に、難しい文章ではなくていいですから、例えば何かドリルみたいな簡単なB5、1枚みたいな、そんなのを使ってもいいですけど、そこで、ああいうドリルなんかは線いっぱい引いているから、その線に気とられて読みにくいので、その線を抜いて、読んでもらって内容を捉えて簡単な質問をするとか、そんなことで10分でも15分でも、20分でも30分でもいいですけど使って、それを積み重ねていく必要があるのかなと思います。もちろん、この前の会議でもあったように、総合学習の時間とか他にもやることあるのだけれど、やっぱり読書といえば一番、基礎の基礎なので、とりあえず他のことは少し置いておいて、これに集中してやってみるということをやったらどうかと私も本当は思うのです。ただ、そういうことをするとした時に、それはこの計画の中に入るのか入らないのかよく分かれなけれど、やればいい訳なので、そういうことで、ぜひ進める方向で考えていただきたい。それはもう飯田部長の管轄じゃないとかあると思いますが、それはお願いしたいと思います。ただそれが、この前の校長先生とかの話にあるように、簡単にはいかないのかも知りませんが、課題があるのなら課題を出していただいて、その課題を克服できるのかどうか、何とか克服してやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【飯田市立中央図書館長】 ありがとうございます。課題は認識しておりますので、やっていきたいと思います。

【異委員】 読書が大事というのは言うまでもないのですけれど、高校、大学入試、そしてセンター入試でも、絶対長文の読解も出てきますので、やはり早い段階から読書に親しみを持ってということは、本当に大事だと思います。あとは、もうこれは実感なのですが、本当に大学生でも長文の課題とか、そういったものを出しますと、内容ではなくてその長文にアレルギー反応というか、嫌だというようなことはすごく感じます。なので、長文を読むということに慣れてないというのは、内容が難しい、簡単に関係なく、そういうふうな傾向が最近特に見られるのかなというように思います。このデータにもありましたとおり、13歳から19歳、登録が減少していたり、中学生の本離れというのもすごく実感します。今日も久しぶりに電車乗ったのですけれど、多くの方は、昔だったら電車の

移動時間とか待機時間にちょっと本読もうかなというのがあったのですが、もうほぼ今は皆さん、大人も含めてスマホを見ているような状態なので、これはもう、これも時代の流れで仕方ないのかなというようにも感じます。あと、乳幼児期ですね。学校現場とか教育委員会がいくら頑張ったところで、これぐらいの小さな子どもはやはり親ですよ。親がどれだけ子どもに本を親しみやすくというか、そういう環境がつかれるかというところの働きかけをするしかないのかな。ちょっと限界があるのかなと思います。でも、この時期にやっぱり基盤がつけられるので、家庭がやっぱりもうちょっと頑張らないといけないのかなということは感じます。一点、どこにあたるのかなとも思うのですが、先ほど先生方からも色々意見があったのですが、学校によって違うかもしないですが、朝の10分とか15分の読書時間というのをもっと強化してもいいのかなというように思います。読書が苦手であっても、その時間はもう読書しないといけないので、絶対本を片手に取って読む時間というのが、他のことをできない時間なので、そこで色んな本、親しみがあって深く読めるのかなというように思います。学校任せになるのも良くないのですが、やはりそういう時間というのをもう少し強化してもいいのかなと思います。あと、小学校はこれすごく良いと思うのは、教室の後ろか前、横にでも、その月齢にあった本が週1回か月1回か沢山置いていただけますよね。その内容というか、その月齢の子どもが結構関心や興味があるような内容、どなたが選定しているのか分からないのですが、子どもたちはもっと借りたいとなっているようで、貸し出しの日をすごく待ち遠しくしています。そのように教室内に選定してもらって置いてもらえるというのも、もっと充実させて子どもたちに非常に近い距離感を持ってほしいなと思います。この2点、ぜひ強化してもらいたいと思います。

【飯田市立中央図書館長】 ありがとうございます。家庭での読書、乳幼児期からの家庭での読書というのは本当に大切だと思っておりますので、その点と、あと学校での読書活動については、また指導部等とも連携しながら検討してまいりたいと思います。

【平井委員】 生徒に読んでもらう話は出ているのですが、どのような読み方をさせるのか、つまりリーディング・スキルも検討事項です。例えば、多読を入れるとか、授業の中では速読や精読とか、いろいろな読み方があることを教えることも重要だと思います。また、朝読やビブリオバトルなど、読ませる環境づくりも必要だと思います。

【飯田市立中央図書館長】 分かりました。ありがとうございます。

【山本教育長】 よろしいでしょうか。多様なご意見いただいたので、一度整理をさせていただきます。総合教育会議で出てきた意見の対応に向けて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【飯田市立中央図書館長】 引き続き、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

議案第61号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校主務教諭で、処分内容については、懲戒処分として停職4月とする。当該教諭は、平成24年4月から令和2年12月までの間に、少なくとも463回認められていない自動車による通勤を行った。また、平成24年4月から令和3年1月までの間の勤務時間中、同校敷地内外及びテレワーク中の自宅で少なくとも246回、さらに勤務時間外の同校敷地内で少なくとも94回、喫煙をした。

発覚の経緯等であるが、まず、令和2年11月と12月に無断マイカー通勤の通報が教育委員会事務局に寄せられたので、同校校長に確認指示を行った。通報された車両は当該教諭の自動車であると確認ができた。一方の喫煙であるが、令和2年12月下旬のことで、校長が同校の教職員から当該教諭に校内喫煙の疑いがあるとの相談を受けて、調査に取りかかり、当該教諭が担当している理科の準備室内に灰皿と吸殻を確認したということである。また、令和3年1月に無断マイカー通勤、そして校内喫煙について、校長と教頭が当該教諭に確認をしたところ、事実であると認めた。事務局、教育委員会事務局において、当該教諭から無断マイカー通勤と勤務時間内など喫煙の状況について聴き取りを行った。勤務時間中の喫煙時間について、ひと月あたり1時間に満たない短時間だったということから、給料の返還は行わせないということ考えている。

質疑の概要の概要は次のとおりである。

【森末委員】 車で行くとき30分だけ電車で行くと1時間半だと、そんな話ですね。ただ、それを許すという話ではなくて、マイカー通勤について、改めてちょっとお聞きたい。

【忍教務部長】 基本的には、先生がご説明なさったとおり、本件につきましては、電車で行けば1時間半、車で行くとき東西にすつと行けて30分程度ということなのですが、

大阪市内、基本的には交通網が発達しているということと、自動車の運行に伴う排気ガス等々、地球温暖化等への影響、あと、交通渋滞なんかもございまして、大阪市内については基本的に公共交通機関を使いましょうと推奨しているというところがございます。

【森末委員】 駐車場がないとか、そんなこともあるのですか。

【忍教務部長】 校内に駐車をするというのはもちろん、子どもたちへの影響も出ますし、違法駐車を推奨しているにはならないでしょうけれども、そういうことも起こり得るということで、公共交通機関の利用ということで考えております。

【森末委員】 正当の理由がある場合は認められるのでしょうかね。

【異委員】 今の話に加えてなのですけど、学校の近隣の駐車場を月額で借りてとか、そういうのもやっぱりだめなのですか。

【忍教務部長】 森末先生がご紹介なさったとおり、特別の事由がある時に認めることはございますが、基本的に、借りるから、自腹でいくから認めてほしいという申し出については認めてはおりません。

【異委員】 例えば小さい子どもがいて保育園に送って行ってとなっても、それは別の話なのですか。色んな事が考えられるかなと思いましたが。

【忍教務部長】 そういう時は、そのために時短といいますか、その通勤をどうするというのではなくて、勤務時間の検討をするということで制度ができていたと思います。

【森末委員】 大阪は交通機関が発達しているわけですが、田舎なんかは多分マイカー通勤を許しているはずですよ。

【忍教務部長】 大阪府とか兵庫県とか、その府域、県域になると、それは可能だというふうに聞いていますし、市内はというと、やはりということだと思います。

【森末委員】 まあでも、もう少し柔軟に認めてあげた方が、教員の過重労働もありますから。やはりその分だけ時間がかかったら、生徒にかかる時間もより減るので、もちろん駐車場不足とか事故が起こった時の対応とか考えてらっしゃるのでしょうけど、私としてみようちょっと柔軟に考えてというような運用をしていただきたいなという感じです。

【異委員】 それは同じくですね。例えば、子育ての観点からなのですけど、やはり保育園に送って、雨の日送って行って、時短制度を利用するのももちろんいいと思うんですけど、自分が働いていたら他者に迷惑をかけたくないとか、そういうフルで勤務し

たいという方なんかも一部かもしれないですけど、そういうのも検討してみてもいいのかなというように思います。

【忍教務部長】 先生方からいただきましたご意見ですとか、本件で被処分者、処分を受ける者が、どういう原因でというか、どういう理由でやったかというようなものを、本件に限らず注目をしまして、良い制度に改められることができるのであればというようなことも考えたいと思います。

【森末委員】 この件は、そのルールを破ったということでやむを得ないですけど、今後、何かそういうふうにしていただけたらと思います。もちろん、市長部局との調整もあるのですが、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第63号「本市教育行政の運営について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この間、市立の小学校長より大阪市の教育行政に関する提言が5月17日付けで、大阪市長及び教育長宛てに提出されている。この提言はオンライン授業に関することが内容としてはあったが、本市が進める教育施策、特に学校評価や、学力テストの必要性に疑問を呈するなどの内容を伴うものであった。また、これが広く報道されたということで、改めてこれについて教育委員会として、本市の方針を徹底する必要があるため、その見解の文を作成して、学校長宛てに通知していきたいと考えている。まず1点目は、教育行政の方針として、本市では教育振興基本計画の他にも、教育行政基本条例、学校活性化条例が制定されており、これを踏まえて、学校長、それから教育に携わる関係者の皆様が教育活動、教育行政を進めるということが想定されているものであるため、これを踏まえる必要があることを記載している。その次の、真の期待に応える学校運営についてであるが、ここは特に、当該小学校長が問題視していた学校評価、それから学校評価のもとになる学力テストについて記載している。特に公立学校については、税金を基にして運営しているので、成果について説明責任が求められることを示しており、これについては当然、数値目標などを設定して、効果があったかどうかについて検証し、見直しをしていく必要があるということに記載している。その次の、本市の教育施策の成果と一層の改善のための取り組みであるが、これは特にここ10年、重点として行ってきた教育環境の整備のことと取り組みで

ある。取り組みのこれまでの成果としては、暴力行為の件数が非常に減少したということ、それから、学力学習状況調査については依然として厳しい状況にあるものの、全国平均との差が縮小傾向にあることを示している。次の、危機管理下における学校運営についてであるが、校長の提言にもあったように、オンライン授業を決めたことについての教育委員会としての見解を示している。実際に危機管理の状況の中で、感染防止の観点と、それから学びの継続の観点からこういう措置をとり、実際に感染者が急増している状況もあったので、こういう措置をした上で様子を見たところ、5月24日でクラスターの発生もなく、重症化する子どもも出なかったことから、この運営を解除したところである。この内容については、先ほど検証もしたように、色々課題のあった点については改善の措置を検討して、実施していきたいということを示している。最後に、今後の組織運営についてのところであるが、特に教育振興基本計画をこれから策定していくので、この教育振興基本計画に定められた方針、それから予算などの条件のもとで、子どもたちにとって将来にわたり必要となる力を育むべく、最大限の効果を出す。これを全力で尽くしていかなければならない。それに向けて学校の教職員、それから事務局も含めてであるけれども、共に一体的に取り組む必要があること。そのために、学校現場とのコミュニケーション、そういったことも含めて一体的な行政運営を推進し、もって、保護者、市民の信頼に応えることができるようにということと締めくくっている。本日議決をいただけたら、週末に学校園へ通知をしたいと考えている。

質疑の概要の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本文の流れはこれで結構だと思います。枝葉なのですけれども、1点目はこの文章の中に、本委員会と教育委員会というのが何か所か出てくるのです。これは何か、意味合いがあってそういうふうに使っているのか、そうじゃないのかというところを、何か意味合いが違うので使っているということなら、それはそれでいいのですけれど。例えば、もとより本委員会としてはという、そのパラグラフの中で、そして教育委員会と各学校がともに、と書いていますね。それからその下のところに、本委員会は日々のケアやといって市長と協議しながら教育委員会です。だから、本委員会と教育委員会というの、どういうふうに使っているのかなというのが分からないというのが1点と、もし、意図的に使い分けているなら、その理由を言っていただきたい。もう1点はこれを学校園長に出すという時に、一番最後、引き続き教育委員会としての取組の充実を図って

まいる所存ですので、何とぞよろしく申し上げますという文言だと、何か最後にぼやけるなどと思います。何かふわっとなくなってしまうので、引き続き教育委員会としての取組の充実を図ってまいります、でいいのではないかと思います。本文の主文のところではなく枝葉なので、特にこだわりませんが、読んでいてちょっとどうかという感じがしたので、言わせていただきました。

【川本総務部長】 本委員会と教育委員会の使い分けは、意識していませんでしたので、統一できるようにいたします。

【大竹委員】 統一した方がいいのか、そのままの方がいいのでしょうか。

【川本総務部長】 教育委員会というところは、一般的な意味で使っているところがございませう。統一させていただきます。

【森末委員】 これで何が言いたいかと言うと、多分、今後の組織運営についてのところですね。さらに言うと、学校が力を合わせ、法令上、教育振興基本計画等で定めた方針等について全力を尽くしましょうと。もう1点言うと、また学校現場においてというところの段落だと思うのですね、恐らくね。これはこれでいいと思うのですけれど、また以下の段落のところの、然るべき手続きや正式なルート、例えば4ブロックの担当者を通じて積極的な提案をお寄せくださいと、これは今後、こういう形で徹底してくださいでいいのですけれど、そうすると、それを受けてどうするのかという話がないと、現場というか教員も言っても何もしてくれないという話になると思うので、ここに書かなくてもいいのですけれど、そういう意見があがってきた時にどうするのか。教育委員会にいちいちあげるのかどうかは別にして、それをまとめて、こんな意見がありますとか、それについてどう考えましょうとかいうことは、受け取る必要がやっぱりあるのではないかなと。ガバナンスも含めて、逆にそういう必要もあるのではないかなと。だからといって、全部、個々の意見を聞けるわけではないですから、全体を見ないといけませんので、そういうルートをやっぱり作る、この機会を作ることによって、今回のような、トップいきなりいくようなことがなくなるのかなということも、やはり現場の方々についても、そういうルートがちゃんとあるのだよと。ただ、それはもう、あなたの言うとおりになるかどうか別にして、真剣に受け止めますよということもするようにした方がいいと思います。

【異委員】 学校園に週末に通達するということなのですが、内容も含めてそれでいいのですが、通達した後は、現場の各先生方にどのように伝わっていくのですか。学

校に紙かメールかで送りますよね。その後、こういう場合、校長先生が各先生に紙を配ったりということですか。

【川本総務部長】 昔は職員会議で配って、お話ししてもらっていたのですが、最近ではポータルみたいなところに載せて、それで見てください、見たらチェックをするという形になっています。職員会議、朝礼の活用もしながら、周知をお願いしますという形になります。

【異委員】 もちろん、各学校にお任せしていると思うのですが、その先が配って終わりなのか、何かこれについてちょっとディスカッションするとか、どうなのかなと思って気になったので聞いた次第です。

【川本総務部長】 ディスカッションまでは考えておりませんでした。

【異委員】 もちろんそうですね。見ておいてください、というような感じで終わっていたら、今後の大事な運営についてなので、どんな感じで通達しているのかなと思いました。

【川本総務部長】 送付文をこれにつけて、こういうところを徹底して気をつけてください、というようなことになると思います。

【異委員】 分かりました。

【平井委員】 マネジメントという点で管理職への意識づけも必要です。組織として運営する以上、管理職が理論と実践を率先垂範できるよう事務局が中心になって指導していなければならないと思います。

【川本総務部長】 そうですね。

【平井委員】 教育委員会の事務局の中心となって今一度、校園の組織的運営のあり方を検討していただきたく思います。

【川本総務部長】 こういう振興基本計画に関することは、校長会を通じて周知しているのと、研修的なことは行っています。また、管理職になる時、特に校長公募をする時に、基本的にこの大阪市の振興基本計画についての考え方を問うような問題を入れていまして、要はこれが学校長をやっていく上で必要な知識であるということでの投げかけをしているということになるので、一般教員に加えて管理職へはそういう形で十分理解を図るようにはしていたのですが、今回、こういうことがあったのを受けて、改めて通知で徹底しようということなんです。研修ですとか、そういったところは継続して続けていかなければいけないと思っています。

【平井委員】 公立の校長の役割を再点検すると同時に、学校評価にも反映していかなければならないように思います。

【山本教育長】 これはあくまで施策方針についての再徹底というもので、ほとんどの校長はそういう意識を持って仕事をしています。これから教育振興基本計画をつくる私たちの意識として、これを周知徹底しますけれども、今の平井委員のお話でいけば、そういうことをした校長に対する処置とあわせての事務局としての対応という形になろうかと思うのです。それはまた改めて、お示しをさせていただきます。

採決の結果、原案に修正を加えた上での可決。

議案第62号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は課長級2名であり、処分内容については、戒告とする。

概要については、令和3年3月1日から同年4月4日までの間、5名以上の会食を実施し、結果、市民からの信用を失墜させた。

事実経過については、本市において、令和3年3月1日から同年4月4日までの間、新型コロナウイルス感染症防止のため、大阪府の要請に基づき、5名以上での会食及び21時以降の飲食店での会食、大阪市外については同年4月1日からの自粛を市民に対して要請していた。本市職員に対しても、市民の自粛要請を同様の内容を職務命令という形ではないものの、令和3年3月1日、同年3月19日及び3月29日付けの人事室と危機管理室の連名の通知にて周知し、取り組みを要請していた。そのような状況にあるにも関わらず、5人以上が参加するという認識をもった上で会食を行ったものである。

なお、市長部局と日程を合わせて処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
